



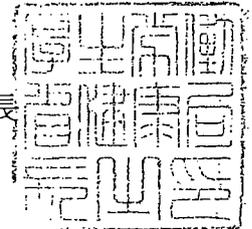
資料1-1

健発第0612003号

平成18年6月12日

各
〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長



感染症対策特別促進事業の実施について

これまで、感染症対策を推進するため実施してきた「感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業」及び「動物由来感染症予防体制整備事業」について、今般、感染症対策を総合的に推進するため、「肝炎対策事業」及び「特定感染症対策事業（性感染症・インフルエンザ）」と統合し、別紙のとおり「感染症対策特別促進事業実施要綱」を定めたので通知する。

ついては、本事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知方について特段の御配慮をお願いする。

なお、「感染症対策基盤整備事業について」（平成11年4月19日付け健医発第683号厚生省保健医療局長通知）、「感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業の実施について」（平成16年3月29日付け健発第0329001号厚生労働省健康局長通知）及び「動物由来感染症予防体制整備事業の実施について」（平成14年4月15日付け健発第0415001号厚生労働省健康局長通知）は、廃止する。

(別紙)

感染症対策特別促進事業実施要綱（抜粋）

第4 肝炎対策事業

1 事業目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こす危険が指摘されていることから、地域におけるC型肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。

また、街頭キャンペーン、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

(1) C型肝炎診療協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成されるC型肝炎診療協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じてC型肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導

イ HCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握

ウ HCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策

エ HCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策

オ 身近な医療圏において病状に応じた適切なC型肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化

カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保

キ C型肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供

ク C型肝炎の診療に関わる人材の育成

ケ 事業実施の評価

(2) C型肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、C型肝炎診療協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切なC型肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等のC型肝炎診療従事者に対して、C型肝炎概論、C型肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他C型肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) C型肝炎診療支援リーフレットの作成・配付

都道府県等は、C型肝炎診療協議会の検討内容を踏まえつつ、C型肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配付する。

ア C型肝炎患者やその家族を対象とした、C型肝炎について適切な理解を得ることができるためのリーフレット

イ 医療機関を対象とした、C型肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切なC型肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) 街頭キャンペーンの開催

都道府県等において、街頭キャンペーンにおいて肝炎ウイルスに関する専門医を講演者として派遣し、肝炎ウイルスに関する正しい知識等を普及させる。

(5) シンポジウムの開催

都道府県等は、シンポジウムにおいて、専門医を講師として招き、地域住民に、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行う。

(6) ポスター・リーフレットの作成・配付による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスにおける正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、街頭キャンペーン、シンポジウム等で配付する。

4 事業実施上の留意事項

(1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努める。

(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正にかつ、慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。

(3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

C型肝炎対策等の一層の推進について

平成18年度予算額 53億円（17年度予算 51億円）

基本的な考え方

- 多くの国民に対して、C型肝炎ウイルス検査を行い、早期に感染の有無を確認し、感染者に対し適切な治療を行うことにより、C型肝炎ウイルス感染に起因する死亡を効果的に減らすことが可能。
- C型肝炎に関する正しい知識の普及は、適切な受診・受療行動につながるとともに、感染者に対する偏見・差別等を防ぐためにも重要。
(C型肝炎対策等に関する専門家会議報告書)

1. 肝炎ウイルス検査等の実施、検査体制の強化

- ① 保健所等における肝炎ウイルス検査体制の強化(対象を40歳未満へ拡大・単独検査) 拡充
- ② 老人保健事業や政府管掌健康保険等における肝炎ウイルス検査の実施
- ③ 健康保険組合、職域における健康診断の勧奨
- ④ 検査と治療との連携強化 新規

2. 治療水準の向上(診療体制の整備、治療方法等の研究開発)

- ① 診療体制の整備
 - ・全国C型肝炎診療懇談会の設置による全国的な肝炎診療水準の均てん化と向上 新規
 - ・都道府県等において肝炎診療協議会(仮称)の設置によるかかりつけ医と専門医療機関との連携等の推進 新規
 - ・地域がん拠点病院の整備 拡充
- ② 治療のガイドラインの策定 新規
- ③ 肝臓病の新たな治療方法等の研究開発 拡充
- ④ C型肝炎治療等に関する薬事承認・保険適用の推進
 - ・リバビリンとインターフェロンの併用療法に医療保険を適用(平成13年12月)
 - ・インターフェロンの保険適用上の投与期間制限の撤廃(平成14年2月)
 - ・ペグインターフェロンの保険適用(平成15年12月)
 - ・生体部分肝移植の成人への保険適用の拡大(平成16年1月)
 - ・リバビリンとペグインターフェロンの併用療法に医療保険を適用(平成16年12月)

3. 感染防止の徹底

- ① 血液透析、歯科診療に伴う感染や母子感染への対応 拡充
- ② 院内感染対策のための医療従事者講習会の実施等

4. 普及啓発・相談指導の充実

- ① 国民に対する普及啓発充実
 - ・都道府県等において肝炎対策推進協議会の設置による普及啓発の推進 拡充
 - ・C型肝炎等に関するQ&Aの改訂やリーフレット等の作成 拡充
 - ・就職差別を未然に防ぐための公正な採用選考及び就業上の配慮に係る啓発等
- ② 地域や職場等における相談機会の確保
 - ・肝炎に関する保健指導従事者研修の実施
 - ・職域における講習会の実施
- ③ 相談事業の実施